

角田市告示第98号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により、令和6年度の一般廃棄物処理実施計画を別紙のとおり定める。

令和6年4月1日

角田市長 黒須 貫



令和6年度 角田市一般廃棄物処理実施計画

I 一般廃棄物処理の基本事項

- 1 処理区域 角田市全域
- 2 計画期間 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
- 3 処理計画量

(1) ごみ

種 別	令和5年度処理見込み量	令和6年度処理計画量
可燃ごみ	7,595 t	8,026 t
資源ごみ	1,154 t	1,188 t
不燃ごみ	209 t	265 t
粗大ごみ	50 t	70 t
計	9,008 t	9,549 t

(2) 犬、猫等の死体

区 分	令和5年度処理見込み量	令和6年度処理計画量
飼い犬・猫等の 動物死体処理	315 件	349 件

(3) し尿、浄化槽汚泥

種 別	令和5年度処理見込み量	令和6年度処理計画量
し 尿	3,291 m ³	3,589 m ³
浄化槽汚泥	6,557 m ³	6,677 m ³
計	9,848 m ³	10,266 m ³

II 角田市が行う一般廃棄物の処理

1 一般廃棄物の排出抑制の促進の方策

項 目	概 要
マイバック持参運動及び過剰包装自粛運動の推進	市民や事業者のごみ減量に対する意識の高揚のため、マイバック持参や過剰包装自粛を推進する。啓発のための広報活動を行う。
市内一斉クリーン作戦	市民総ぐるみで空き缶・ペットボトル等の不法投棄ごみの一掃に努めるとともに、環境美化意識の高揚を図りながら回収ごみの資源化に資するため、年2回実施する。
市民環境学習会	学校や地域の団体へ出向き、環境に関する講話やごみ処理施設等の見学会を行い、地球温暖化対策に対する自主的な意識と、ごみの減量化、再資源化及び再利用化等の意識の向上を図る。
ごみ分別出前講座	ごみの減量化及び資源化促進のため、学校や地域の団体にごみ分別講座の開催を呼びかけ、講師を派遣する。
集団資源回収の促進	ごみの減量化及び資源の有効利用を図るため、団体等が実施する集団資源回収事業に対し情報提供等を行い、市民の循環型社会形成への意識啓発を図る。
紙類の資源化促進	紙類を燃やせるごみに混入しないよう呼びかけ、市民の循環型社会形成への意識啓発と燃やせるごみの減量化を図る。
小型家電回収事業	ごみの減量と資源の有効利用を図るため、小型家電製品に含まれる金、銅などの有用金属のリサイクルに取り組むため、小型家電の専用ボックスを設置し回収を推進する。
「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」への参加	ごみの減量と循環型社会の構築に向けた取り組みの一環として、使用済みインクカートリッジの共同回収活動「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」に参加し、家庭で使用された参加企業4社の純正インクカートリッジの回収を推進する。

2 排出方法及び種類別収集、搬入方法

(1) 家庭系一般廃棄物

家庭系ごみを排出するにあたっては、次表のとおり分別し、市が決める日を守って、居住する行政区等で決められた集積所へ排出すること。また、集積所を利用する者は、当該場所を清掃するなど清潔に保つよう努めること。

紙布類以外は、指定（仙南地域広域行政事務組合）されたごみ袋を使用し、紙布類は十字にひもとじすること。

また、指定された袋の所定の欄に排出者が特定できる記号等を記入するように努めること。

		ごみの種類	指定袋等
可燃ごみ		食事の食べ残り(水切りを十分に)、野菜くず、タバコの吸殻、靴類、木の葉、木枝(小枝)、ゴム、貝類、汚れた紙くず、衣類(綿50%以上の製品を除く。)、敷物、座布団、紙オムツ等燃えるもの、果物類、マット、ビニールホース等、ビデオテープ等、ペットの砂など	燃やせるごみ袋 黄色 L・M・S・SS
	びん類	ガラス製の容器(ビン) (農薬の空きビンは除く。)	無色透明 茶色 その他の色
資源ごみ	缶類	飲料水等の空き缶、缶詰の空き缶、アルミ製鍋類、スプレー缶 (必ず穴を開け、中身が無いことを確認する。)	資源ごみ袋 赤色 L・M・S・SS
	プラスチック類	シャンプー容器、カップ麺の容器、洗剤等の容器、菓子袋、歯磨きチューブ、食品トレイ、発泡スチロール など	
	その他	タッパー類、ざる、プランター類、CD・DVD、ビデオケース等、ハンガー、くずかご など	
	ペットボトル類	飲料水、酒、しょう油類等のペットボトル など	
	紙・布類	<ul style="list-style-type: none"> ・牛乳等の紙パック ・段ボール ・新聞紙 ・週刊誌等の雑誌類 ・衣服、雑布類(共に綿50%以上) (防水加工服、ビニール系、糸糸服、毛布類は除く。) ・菓子箱、ティッシュ箱、事務用紙等の雑紙 	

不燃ごみ	資源ごみとして回収できない陶器類、一斗缶、魔法瓶、包丁、鎌、板ガラス(少量)、洋傘、小型電気製品(小型ラジカセ、アイロン等)、金属製の玩具、アルミ以外の鍋類、蛍光灯、ライター等	燃やせないごみ袋 黄色 L・M・S・SS
その他	<ul style="list-style-type: none"> 乾電池(アルカリ電池、マンガン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池、コイン電池、ボタン電池、電子タバコ等) 電化製品類バッテリー 	回収ボックス(市役所・市民センター・保健福祉センター・各自治センター)

(2) 家庭系ごみ収集日

収集地区	燃やせるごみ	燃やせないごみ	資源ごみ					
			缶類	容器包装プラスチック類	その他プラスチック類	ペットボトル	びん類	紙類
角田(豊室を除く) 横倉 桜1区	毎週 火・金曜日	毎月 第2 水曜日	毎月 第1・3 月曜日	毎週 火曜日	毎月 第2・4 月曜日	毎月 第1・3 木曜日	毎月 第2・4 木曜日	毎週 土曜日 (但し第5 は除く)
豊室・小田 枝野・藤尾 東根(西小坂を除く)	毎週 月・木曜日	毎月 第1 水曜日	毎月 第1・3 水曜日	毎週 金曜日	毎月 第1 金曜日	毎月 第2・4 金曜日	毎月 第3 水曜日	毎月 第1・3 土曜日
西小坂 桜(2区~8区) 北郷・西根	毎週 月・木曜日	毎月 第3 水曜日	毎月 第1・3 水曜日	毎週 金曜日	毎月 第3 金曜日	毎月 第2・4 金曜日	毎月 第1 水曜日	毎月 第2・4 土曜日

(3) 家庭系粗大ごみ

下表のとおり分別し、仙南地域広域行政事務組合が定めた方法により、仙南クリーンセンター及び仙南リサイクルセンターに直接搬入すること。直接搬入が困難な人は、一般廃棄物処理許可業者に依頼し処理すること。

区 分	粗 大 ご み の 種 類	出 し 方
可燃性のもの (仙南クリーンセンター)	畳、布団、絨毯類、木製家具、衣装ケース、クーラーボックスなど	直接搬入 (有料)
不燃性のもの (仙南リサイクルセンター)	木製以外の机・椅子などの金属家具、電気掃除機、扇風機、電気釜などの家電製品(家電リサイクル法に該当する物を除く。)、ストーブ、オルガン、自転車、タイヤなど	許可業者 (有料)

(4) 家電リサイクル法該当4品目【エアコン、テレビ(ブラウン管テレビ・液晶テレビ・プラズマテレビ)、冷蔵庫(冷凍庫)、洗濯機(衣類乾燥機)】

購入又は買い換える際の家電販売店に回収を依頼すること。依頼できない場合は、家電リサイクル法に係る諸手続き後、直接指定引取所に搬入するか、一般廃棄物処理許可業者に依頼すること。

(5) 家庭用パソコン

資源有効利用促進法に基づき、メーカーとの諸手続き後、郵便局に回収を依頼すること。

平成15年9月30日までに購入したもの(有料)

平成15年10月1日以降購入したもの(無料)

(6) 多量のごみ(家庭系ごみ)

災害及び引っ越し等一時的に多量のごみを排出する場合やごみ収集車による収集及び運搬が困難な場合の処理方法(分別は、(1)と同じ。)

○可燃ごみ・可燃性粗大ごみ ～ 仙南地域広域行政事務組合が定めた方法により、直接搬入する。
(有料)

直接搬入が困難な人は、一般廃棄物処理許可業者に依頼し処理すること。

○資源ごみ ～ 仙南地域広域行政事務組合が定めた方法により、直接搬入する。
(有料)

直接搬入が困難な人は、一般廃棄物処理許可業者に依頼し処理すること。

○不燃ごみ・不燃性粗大ごみ ～ 仙南地域広域行政事務組合が定めた方法により、直接搬入する。
(有料)

直接搬入が困難な人は、一般廃棄物処理許可業者に依頼し処理すること。

(7) 事業活動に伴って生じるごみ（産業廃棄物を除く。）

処理責任は事業者にあり、自ら処理することを原則とし、仙南地域広域行政事務組合が定めた方法により、仙南クリーンセンター及び仙南リサイクルセンターに直接搬入すること。直接搬入が困難な人は、一般廃棄物処理許可業者に依頼し処理すること。直接搬入するごみの区分は、(6) 多量のごみの処理と同様とする。

(8) 排出禁止物

区 分	内 容	適用品目の例
感染性のあるもの	医療機関から排出される感染性一般廃棄物	・血液の付着したガーゼ、包帯等 ・手術等に伴って発生する臓器、組織などの病理廃棄物
有害性のあるもの	硫酸、塩酸、農薬その他有害・毒性の強い物質を含むもの	・昭和47年8月までに製造されたエアコン、テレビ、電子レンジ等に含まれるPCBを使用する部品 ・バッテリー ・農薬、劇薬、その他毒性物質が混入しているもの
危険性のあるもの	火薬、発煙物等爆発の危険性を有するもの	・火薬類（花火を含む。） ・ガスボンベ
引火性のあるもの	引火性の強いもの及び火気のあるもの	・塗料、溶剤及び灯油類など ・燃えがらや残焼物
処理困難のもの		・タイヤ（乗用車、オートバイ、自転車以外のもの） ・自動車、オートバイ等 ・消火器 ・ピアノ ・小売業者又は製造業者に引き渡し義務のある廃家電6品目、家庭用パソコン

処分については、購入店または取り扱い専門業者に依頼し、処理すること。

(9) 犬、猫等の死体

角田衛生センターに直接搬入すること。（有料）

(10) し尿・浄化槽汚泥

○し尿 ～ 一般廃棄物処理業者に依頼し、処理すること。（有料）

○浄化槽汚泥 ～ 一般廃棄物処理業者に依頼し、処理すること。（有料）

- 4 一般廃棄物処理許可業者
別表のとおり

- 5 し尿・浄化槽汚泥収集運搬許可業者
別表のとおり

一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧表

令和6年4月1日現在

会社名等	所在地	電話番号	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	家電4品目
(有)アイテック	角田市	0224(87)8954	○	○	○	×
池田豊工業(株)	角田市	0224(68)2169	○	○	○	×
(有)エス・ジエイ・メンテナンス	角田市	0224(63)5126	○	○	○	○
(有)太田商会	角田市	0224(65)2186	○	○	○	○
加賀壽男	角田市	0224(62)3369	○	×	×	×
(有)菅野源吾商店	角田市	0224(62)4151	○	○	○	○
(株)公害処理センター 角田営業所	角田市	0224(62)5681 (022-289-6111:本社)	○	○	○	○
(有)コーセイサービス 角田営業所	角田市	0224(65)3670 (0224-53-5075:本社)	○	○	○	○
(有)仙南 角田営業所	角田市	0224(61)1121 (0224-22-1881:本社)	○	○	○	×
(有)高橋建材	角田市	0224(62)0887	○	×	○※	×
(株)トリプルクリーンサービス	角田市	0224(61)2100 (0120-210-121)	○	○	○	○
南條ゆき子	角田市	0224(62)2115	○	○	○	×
馬場和子(馬場富二商店)	角田市	0224(63)1865	○	○	○	×
(有)土生重機	角田市	0224(63)2044	○	○	○	×
丸真建設(株)	角田市	0224(62)2155	○	○	○	×
リサイクルショップお宝山 (有限会社大美屋)	角田市	0224(63)1881	○	○	○	○
(株)マルイ商会	丸森町	0224(78)1315	○	×	×	×
(株)アオバ	柴田町	0224(52)4290	○	○	○	×
(株)安藤仁七商店	柴田町	0224(54)1517	○	○	○	○
(有)柴田衛生社	柴田町	0224(54)1501	○	○	○	○
(株)トニー	柴田町	0224(58)2600	○	○	○	○
(有)平間産業	柴田町	0224(56)2888	○	○	○	×
(株)こんの 仙南営業所	大河原町	0224(51)3350	○	×	○	×
(株)タカヤ	大河原町	0224(52)3320	○	○	○	○
(株)高良 仙南営業所	大河原町	0224(51)3520	○	○	○	×
美光環境保全	大河原町	0224(53)2816	○	○	○	×
(株)モトキ	大河原町	0224(51)1100	○	○	○	○
ワートスナジー(株)	大河原町	0224(53)5383	○	○	○	○
菅野合資会社	白石市	0224(26)2819	○	○	○	×
(有)サム建築設計事務所	白石市	0224(25)7489	○	○	○	○
(株)シムラ	白石市	0224(26)1766	○	○	○	○
(協)仙南環境公社	白石市	0224(25)1011	○	○	○	○

日本環境(株)宮城事業所	白石市	0224(24)8116	○	×	×	×
(株)村井林業	白石市	0224(25)1029	○	×	×	×
眞壁商店	村田町	0224(83)5131	○	○	○	○
(有)マルジン	村田町	0224(83)4414	○	○	○	○
佐藤技建(株)	蔵王町	0224(22)7055	○	○	○	×
(株)ジェーエーシー 蔵王事務センター	蔵王町	0224(33)4773	○	○	○	×
(株)クリーンアップ渋屋	蔵王町	0224(26)9958	○	○	○	○
(株)鈴木建業	蔵王町	0224(32)3937	○	○	○	×
(業)仙台清掃公社 仙南事業所	蔵王町	0224(32)2131 (022-284-5383:本社)	○	○	○	○
(有)マルカコーポレーション	蔵王町	0224(33)4340	○	○	○	×
(株)丸正精健	川崎町	0224(84)2156	○	○	×	○
(株)仙台リサイクルセンター	仙台市	022(278)3196	○	○	○	×
(株)宮城衛生環境公社	仙台市	022(393)2216	○	○	○	×
(株)理化産業	仙台市	022(268)5816	○	○	○	×
(株)エイトステップ	仙台市	022(796)4161	○	○	○	×
(業)名取環境事業公社	名取市	022(383)3533	○	○	○	×
(有)アースクリーン・ネットワーク	岩沼市	0223(25)6577	○	×	○※	×
(株)新浜	山元町	0223(37)1910	○	○	○	×
横山 義隆	山元町	090(9530)9656	○	○	○	×
(株)二瓶商店	福島市	024(534)6768	○	×	×	×

※その他のプラのみ

し尿・浄化槽汚泥収集運搬業許可業者一覧表

令和6年4月1日現在

	会社名等	所在地	電話番号	し尿	浄化槽汚泥	一般廃棄物汚泥 (有害物質を除く)
1	(有)エス・ジェイ・メンテナンス	角田市	0224(63)5126	○	○	○
2	(株)エヌイーエスコーポレーション 角田事業所	角田市	0224(62)4118 (0223-33-2341:仙南支社)	×	○	×
3	(有)仙南 角田営業所	角田市	0224(61)1121	○	○	×
4	(株)中央特殊興業 角田営業所	角田市	0224(65)3191 (0224-24-5440:宮城営業所)	○	○	×
5	(有)宮城総合エンジニア 角田支店	角田市	0224(68)2848 (0224-52-1525:本社)	○	○	×
6	東北環境整備(株) 角田支店	丸森町	0224(78)1388 (022-278-1684:本社)	○	○	×
7	(有)柴田衛生社	柴田町	0224(54)1501	○	○	×
8	(株)宮城日化サービス 仙南営業所	柴田町	0120(278)208	○	○	×
9	(株)仙南技研浄化槽維持管理センター	大河原町	0224(53)0860	×	○	×
10	(有)仙南産業	大河原町	0224(52)3218	×	○	×
11	上西産業(株)	白石市	0224(26)3621	×	○	×
12	(株)県南衛生工業	村田町	0224(83)4319	×	○	○
13	(有)セイグシステム	村田町	0224(83)6837	×	○	×
14	(有)川崎衛生工業	川崎町	0224(84)4590	×	○	×
15	いずみ清掃(株)	仙台市	022(275)2345	×	○	×
16	萱場工業(株)	仙台市	022(272)8686	×	○	×
17	(株)理化産業	仙台市	022(268)5816	×	○	×
18	(株)渡辺店	仙台市	022(245)2165	×	○	×
19	(株)公害処理センター	仙台市	022-289-6111	○	○	×
20	(協)ケンナン	名取市	022(384)5697	×	○	×
21	(株)フジクリーンテクノサービス 仙台南営業所	名取市	022(382)6616	×	○	×
22	(株)エイスイ工業	岩沼市	0223(24)3568	×	○	×
23	(業)共和衛生グループ	岩沼市	0223(22)5860	×	○	×
24	(株)阿武隈環境	山元町	0223(38)0297	×	○	○